

しずおか農林水産物認証制度実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、しずおか農林水産物認証制度実施要綱に基づき、認証制度の運営に必要な事項を定める。

(申請の手続き)

第2条 要綱第4条の規定により認証申請を行う者は、原則として品目ごとに、別紙様式第1号により申請書を作成し知事に提出するものとする。

(認証基準)

第3条 要綱第5条に規定する認証基準は別表のとおりとする。

(認証審査)

第4条 知事は、申請書を受理した後、書類審査及び現地審査を行うものとする。

- 2 知事は、現地審査を終了した後、速やかに別に定めるしずおか農林水産物認証審査会(以下、「認証審査会」という。)を開催するものとする。
- 3 認証審査会の構成及び運営については別に定める。

(認証の通知)

第5条 知事は、要綱第5条の規定により認証を行った場合は、別紙様式第2号により申請者に対してその旨を通知するものとする。

- 2 認証要件を満たさないと判定した場合は、知事はその理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(認証の登録)

第6条 知事は、別紙様式第3号により認証取得者台帳を整備するものとする。

(認証マーク)

第7条 要綱第6条に規定する認証マークの規格、使用方法等については、別に定める「しずおか農林水産物認証制度マーク使用規定」のとおりとする。

- 2 認証取得者は、認証マークを積極的に使用して認証制度の周知に努めるものとする。

(認証の維持)

第8条 要綱第7条の規定により認証の維持を申請する者は、原則として年1回、別紙様式第1号により申請書を作成し知事に申請するものとする。

- 2 維持申請は、知事が別に指示する期日までに行うものとする。
- 3 知事は、認証の維持申請を受理した後、第4条の認証審査に準じて維持審査を行い、維持の可否を判定するものとする。なお、知事は、J G A P 認証、A S I A G A P 認証、G L O B A L G . A . P . 認証及びF A O のガイドラインに準拠した水産物認証 (M E L、M S C、A E L、A S C) (以降「J G A P 等」という。) 等の認証を受けており、かつJ G A P 等の認証を継続する意思のある者については、申請日に有効なJ G A P 等の認証書等の写しを提出させることにより、現地審査及び書類審査を免除させることができるものとする。

(認証の更新)

第9条 要綱第8条に規定する認証の更新を受けようとする場合は、認証有効期間が満了する日の3か月前までに、別紙様式第1号により知事に申請するものとする。

- 2 前項に関わらず、認証の更新を希望する者は、別紙様式第1号により知事に申請できるものとする。
- 3 知事は、認証の更新申請を受理した後、第4条の認証審査に準じて更新審査を行い、更新の可否を判定するものとする。なお、J G A P 等の認証を受けており、かつJ G A P 等の認証を継続する意思のある者については、申請日に有効なJ G A P 等の認証書等の写しを提出させることにより、現地審査及び書類審査を免除させることができるものとする。
- 4 知事は、前項の現地審査等免除について、申請書類に不備が認められた場合、補足・訂正を求めることができるものとする。
- 5 知事は、前項の判定結果を、申請者に対して第5条に準じて通知するものとする。

(誓約書の提出)

第10条 認証取得者は、要綱第9条に規定する遵守事項について、知事に誓約書を提出するものとする。

(認証の取消し)

第 11 条 知事は、要綱第 10 条により認証を取り消した場合、理由を付して当該生産者に通知するものとする。

(認証の辞退)

第 12 条 認証取得者が、有効期間中に認証を辞退しようとする場合は、別紙様式第 4 号により速やかに届け出なければならない。

附則 この要領は平成 18 年 6 月 9 日から施行する。

附則 この改正は平成 18 年 12 月 5 日から施行する。

附則 この改正は平成 20 年 4 月 18 日から施行する。

附則 この改正は平成 23 年 8 月 25 日から施行する。

附則 この改正は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正は平成 29 年 6 月 30 日から施行する。

附則 この改正は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。